

「朝貢」と「互市」と海関

岡 本 隆 司

一 なぜいま「互市」なのか

中国史でいう明清時代、西暦でさらにしぼって言えば、およそ十六世紀から十八世紀、この時期における東アジア^①の世界秩序のありようを一言でいいあらわそうとする試みは、決して最近にはじまったことではない。しかしそれがふたたび論争的になってきたのは、ようやく二十一世紀に入ってからのこととみてよいであろう。具体的にいえば、それまで多用されてきた「朝貢システム」なる概念枠組の有効性が、誰の眼にも疑わしくなってきた、現在はそれに代わる新たなとらえ方を模索しはじめた段階にある。筆者は必ずしも、いわゆる明清史を専門とする者ではない。けれども、上述のような問題を最も切実に考えてきた当事者の一人として、また兼ねて、その時期に直接する近代の東アジアを主要な専門とする一人として、この時機を重大だとみなし、それなり

の発言を行う権利と義務があると考える。

近年、そうした世界秩序を考察するにあたり、しばしば提起され、注目を集めているのが、「朝貢」に対する「互市」という術語であり、かつまた「朝貢体制」「朝貢システム」に対する「互市体制」「互市システム」という概念である。逆にいえば、こうした術語・概念のなりたちをつきつめて考えたなら、世界秩序そのものの問題をも考察することができるわけで、本稿もそれを手がかりに論をすすめていこうと思う。

まず指摘しておかなくてはならないのは、「朝貢」にせよ「互市」にせよ、命題それ自体が単一の意味にとどまらない一種の複合体だということである。いずれも史料用語、しかも長期にわたって用いられた語であるため、その意味内容が個別の史実の局面と不可分でありながら、しかも多様な歴史事象を概括する概念としても活用されてきた。具体的な用語と抽象的な概念が、字面と

しては同一だったわけであり、そのために混乱も、往々にしてまぬかれなかった。そうした混乱を回避し、より鮮明な歴史像を獲得しようとするならば、いかなる術語・概念を用いるにせよ、その具体的な解析が不可欠であろう。

(一) 「朝貢」とは何か

「朝貢」というタームから検討をはじめよう。これもそうした複合体の最たるものであり、いろんな意味内容をあわせもつている。元来は君臣の関係にある二者間の儀礼行為を意味するにすぎない。けれども、その理念と機能を十四世紀末から十五世紀初、すなわち明代初期に限定していえば、統属・交渉・通商・金融など多様な関係、およびそれにまつわる金品のやりとりとして、相互に連関しつつも、並存すべき数々のことがらを集約したものだ。中国王朝と周辺国とのあらゆる関係を、中華の皇帝と蕃夷の君長との冊封・朝貢という儀礼手続に一元化して、一種の国際秩序と化そうとしたのが、明朝の「礼制覇権主義」とそれにもとづく「朝貢一元体制」である。^②

史実としては周知のとおり、上のような朝貢に「一元」化された明朝の体制が解体分化し、新たな体制に転換する、という経過をたどる。たとえば、冊封・朝貢という儀礼手続のもつた最大の

機能のひとつは、政府間の交渉、国家的・国際的な規模の秩序を表象するにあり、思弁的理念的な華夷関係を現実上の統属関係に擬するものであった。この機能については、十七世紀前半、明清の王朝交代そのものが、いわゆる「華夷変態」として、その再編を果たしている。明朝と清朝の華夷観・世界観は同じではなかったから、清代の冊封・朝貢が有した理念と機能は、当然のことながら、明代と同一ではありえない。それにもかかわらず、明代以来の冊封・朝貢という儀礼手続が存続したのは、主として旧明朝治下の漢人に対し、清朝の存在理由を中華王朝の後継として正当（正統）化せんとしたからであり、その範囲で存した明清連続の側面をあらわしている。もちろん他方では、それではくくりきれない対象・領域があり、明清断絶の側面も厳存していた。

以上の「朝貢」は、中華の皇帝と蕃夷の君長との関係、もしくは中国王朝と周辺国とのいわば国交レヴェルの問題である。そこにかぎっていうなら、「互市」という用語・概念は、決して無関係ではないにしても、必ずしも狙上へのほつてはこない。^③ それなら、明代ではそのレヴェルに「一元」化すべきだった貿易取引関係は、清代に入って、どうなるのであろうか。それが「互市」にむすびつく問題の核心にほかならない。

こうした観点から、学説史を大づかみに整理しておこう。フェ

アバンク (John K. Fairbank) が代表するアメリカの研究は、行論の都合上しばらくおく。まず押さえておかねばならないのは、このアメリカの研究成果、すなわち「条約体制 (treaty system)」「朝貢体制 (tribute system)」の枠組、および世界システム論に対するアンチテーゼとして提起された「朝貢貿易システム」である。^④

これは近代の東アジア銀貨圏、中国内外にわたる「地域市場」の分立と「連鎖」、その要となる中国の幣制・金融を中核に構想した概念枠組であり、国民経済とは対蹠的な貨幣情況・市場動向、そしてそこでの官民ふくめた、多様な交易形態を包括的・総合的にとらえる視座を提供した点で、きわめて魅力的なものであった。

しかしながら、その内実を把握するにあたって、多様で複合的な制度の一部を占めるにすぎない「朝貢」という行為名称で全体を一元的にくくってしまった点、その「朝貢」と先行する「朝貢体制」の朝貢との異同を明確にしなかった点、そして何より、制度と実態の内在的・具体的な考察をとまなわなかった点に課題があった。後続の個別実証研究も、そこでもちいられた「朝貢貿易」という概念の内実にまで、立ち入った検討をしなかった。そこで筆者はそのあたりに関し、つとに個別具体的な課題を指摘し、実証作業を試みてきたところである。^⑤

にもかかわらず、こうした課題は現在もなお克服されていない。それどころか、「朝貢貿易システム」は上の課題をそのままにして、明清時代を通じた交易・金融関係のみならず、国交レヴェルの秩序関係にも敷衍、還元した「朝貢システム」に取って代わられたうえで通用するようになり、現在にいたっている。そのためにかえって、時代区分やタイムスパンがいつそう曖昧となったばかりか、国交と通商それぞれの位相、政治・経済の複雑な制度、複合的な局面のありようが判然としなくなっている。混乱はますます深まったようにさえみえる現状である。「朝貢」の概念・実態は、こうしてあらためて解決をまつ問題となった。

(2) 「互市」と「互市システム」

そこで近年、なかんづく明清史研究の領域で、この問題を考えるにあたって、有効性を見いだされてきたのが、「互市」という命題にほかならない。明代の「朝貢一元体制」を止揚した、あるいは止揚しようとしているものを、当時の史料用語を援用して「互市」と表現した研究は、その典型的かつ代表的なものである。^⑥

「朝貢」の概念上・実態上の課題に答える、という点では、すぐれた着眼だといってよい。しかしながら、前轍を踏まないためには、やはり概念と実態の腑分けを厳密にしておく必要がある。

互市ということば自体は、むしろ単に、貿易取引をする、というさほど価値判断をとまなわない、一般的概括的な意味であり、そうした用例のほうが、史料上には圧倒的に多い。したがって上に言及した趣旨の「互市」は、そうした概括的な、漠然たる用法ではなく、一定の局面に意味内容を限定したものである。だとすれば、それはあくまで明代の「朝貢一元体制」の、その通商面に焦点をしぼった、アンチテーゼ的な措置であることを、まずわきまえておかなくてはならない。換言すれば、この「互市」をそのまま無前提に、清代の通商およびその体制に援用してはならない、ということである。

もちろん杞憂に失するのかもしれない。しかし今や現実に、清代に対して「互市体制」「互市システム」という概念が使われており、筆者が何よりも恐れるのは、これがかつての「広東システム(Canton system)」「朝貢システム」のように、史実・実態から離れてひとり歩きし、やがては偏見や誤解、混乱を生み出すことにある。「朝貢一元体制」を止揚しようとしているものを「互市」と称した以上、止揚したあとに存在し、制度上安定的に運営されているものと同じく、「互市」と呼んでは、概念的に混乱をきたさないか、複雑な事象を曖昧にしただけの「朝貢システム」と同じ結果にならないか、という危惧を抱くからである。

清代を通じてみれば、朝貢にせよ互市にせよ、その内実や位置づけは、後にもみるとおり、時期により、また場所により、決して同一のものではなかった。そのあたりの事情を明らかにする前に、「互市」という概念でくくってしまうのは、やはり不安を払拭できない。非常に単純化した疑問をいえば、いわゆる「互市体制」「互市システム」の始点・終点は、どのあたりに措定することになるのか、どんな指標をもってそうするのか。その明快かつ適切な答えを、筆者は寡聞にして知らない。少なくとも現在の所論では、ほとんど説得力がない。

いずれにしても、「互市」という概念とそれに着眼した分析には大きな魅力を感じながら、「互市体制」「互市システム」というパラダイム化に筆者が冷淡なのは、以上のような理由による。「互市」なる史料用語で称される対象を、その言葉のまま概念枠組とするだけでは、明から清にわたる、大づかみなありよう、表面的な変化をいいあらわしたにすぎず、その多様で具体的な内容は、十分に表現できない。いま必要なのはむしろ、「互市」と称せられる個別的な局面、事態の内実を追究することではないだろうか。

ことばとしては、「朝貢」「互市」いずれも明代・清代を通じて存在する。元来は一定の行為を名づけ、あらわした術語でありな

がら、当時においても、そうした行為の特徴を概括、表現する制

度的概念としても用いられた。その用法はしたがって、表にあら
 われる行為、その表層的な属性に着眼したものにすぎない。制度
 には制度をなりたせる要素とそれらを組み合わせた構造が、顕
 在化はしなくとも、厳存するはずである。制度をかたちづくる要
 素・構造の具体的な解明とその分類、抽象化・理論化の作業をな
 おざりにして、当時の用法さながら、「朝貢」や「互市」という
 多義的なことばで概括するばかりでは、名辞と実態のあいだにズ
 レが生じるだけではあるまいか。それよりも、行為を規制する制
 度とその変容に着目したほうが、より当時の対外関係の理念と実
 態を表現できるのではないだろうか。しかるのちに、それを概括
 して表現し、パラダイム化するのにふさわしい概念は、「朝貢」
 か「互市」か、あるいは別の名辞なのか、そうした選択の的確性
 がはじめて、議論できるのではないだろうか。

① 岸本美緒氏は最近、これを「近世」という、ひとつのまとまった時
 代区分で括るべく、積極的な提言を行っている。たとえば、岸本美緒
 『東アジアの「近世」』山川出版社、一九九八年、同「中国史におけ
 る「近世」の概念」『歴史学研究』第八二二号、二〇〇六年を参照。
 その所論にはば間然するところはないけれども、ここであえて「近
 世」という概念を使わないのは、本稿で論じような世界秩序の問題
 もふくめなくては、その提言の当否も議論できないと考えるからであ

る。

② このあたりの事情はすでに、ほぼ周知のことからであろうが、「礼
 制覇権主義」「朝貢二元体制」という概念を提起した最近のもっとも
 すぐれた研究として、岩井茂樹「明代中国の礼制覇権主義と東アジア
 の秩序」『東洋文化』第八五号、二〇〇五年、同「朝貢」と「互市」
 ——非「朝貢体制」論の試み——」京都大学文学研究科二世紀CO
 Eプログラム「グローバル化時代の多元的人文学の拠点形成」『東ア
 ジアにおける国際秩序と交流の歴史的研究』ニューズレターNo.4、二
 〇〇六年を参照。

③ もちろん明代北辺の「互市」という問題は厳存するけれども、清代
 では「藩部」、ロシアとの関係に収斂するため、別途に論じるべきも
 のであって、ここではひとまず、必要最小限の言及にとどめる。

④ 濱下武志『近代中国の国際的契機——朝貢貿易システムと近代アジ
 ア——』東京大学出版会、一九九〇年。

⑤ 拙著『近代中国と海関』名古屋大学出版会、一九九九年。後述にと
 りあげる「互市」という術語の用例と内実を包括的に追跡し、清末に
 いたる「通商秩序」のありようを検討し、「朝貢システム」を批判し
 た最近の業績に、廖敏淑「互市から見た清代の通商秩序」北海道大学
 法学研究科二〇〇六年度博士論文がある。

⑥ 濱下武志『朝貢システムと近代アジア』岩波書店、一九九七年。近
 年の研究は、こうした「朝貢システム」概念形成の経緯をかえりみず、
 ア・プリアオリに「朝貢システム」を祖上のにほすため、議論が過度の
 単純化・類型化に陥っているように、筆者にはうつつ。その最近の典
 型的なものとして、夫馬進「まえがき」、同「朝貢関係と情報収集
 ——朝鮮王朝对中国外交を考えるに際して——」、同編『中国東アジ
 ア外交史流の研究』京都大学学術出版会、二〇〇七年、所収、xvi、
 一八五―一八六頁を参照。

⑦ 岩井茂樹「十六世紀中国における交易秩序の模索——互市の現実とその認識——」、同編『中国近世社会の秩序形成』京都大学人文科学研究所、二〇〇四年、所収、同前掲「朝貢」と「互市」一六一—一七頁。

⑧ 同上。および、上田信「海と帝國 明清時代」中国の歴史09、講談社、二〇〇五年、二四九—二五四、三〇三—三〇六、三四九—三六五、四五六—四六〇、四八三—四八四頁。もつとも同書には、いわゆる「互市システム」をなぜ「互市システム」と称さなくてはならないかの明確な定義・説明がない。廖敏淑前掲論文はこうした点、さすがに慎重な態度をくずしていない。

⑨ たとえば上田前掲書、四五七頁の、南京条約で「互市システムが」「否定され」「崩壊し始める」という所説は、互市という言葉が本来もつ含意（第三章註⑧の引用文参照）と中国近代史研究の水準からみて、あまりにもミスリーディングで、アウト・オブ・デートだと断ぜざるをえない。同書がユニークに指定した「朝貢メカニズム」との関係のみから演繹した叙述にすぎないからである。またこれは、筆者が指摘した明清史研究の近代史研究に対する理解不足の一例と見るべきかもしれない。拙稿「明清史研究と近現代史研究」、飯島渉・田中比呂志編『21世紀の中国近現代史研究を求めて』研文出版、二〇〇六年、所収、一三〇—一三三頁を参照。

二 「互市」の生長とありかた

そうだとすれば、まずなすべきは、「朝貢」ないしは「互市」という表層の下に敷衍するはずの、取引関係と制度構造を明らかにすることである。筆者はそうした問題関心から、すでに明清交

代を「市舶司から海関へ」という命題で表現したことがあり、そこで論じたことを基本的にあらためる必要はないと考えている。明代の「朝貢一元体制」に典型的な制度が市舶司であって、清代のいわば多元体制に典型的な制度が海関である、という趣旨である。^⑩

くりかえすまでもなく、明代の市舶司・「互市」は、宋元時代と決して同一ではない。宋元時代においては、そもそも語のなりたちがそうであるように、互市と市舶司とは不可分であった。しかし明代の両者は、それとはまったく異なる。字面は同じくしながらも、前代までの制度・体制はいわば、ひとまず解消されたうえで、「朝貢一元体制」となった。それは明朝の理想とする「華夷」分断の体制であって、交通上では「海禁」の制限、商業上は朝貢・回賜への限定と附帯貨物の買上げ、貨幣金融的には金銀取引の禁止と大明宝鈔の支給をその内実とし、そうした体制の沿海の窓口となったのが、市舶司である。朝貢と市舶司が不可分に結びつけられて、そこに互市が存在する余地は、本来ありえなかつた。

ところが時代が下るにつれ、新たな動向が生じてくる。「朝貢一元体制」が解体分化し、市舶司の埒外から新たな定義と内実をもつ「互市」が、誕生し成長してきた。その動因と内実が銀の奔

流と「密」貿易の増加であるのは、もはや周知のとおりであろう。その様相はすでに筆者も概述したところで、その措辞にしたがって一言でいいあらわすなら、権力レヴェルのイデオロギー先行の「華夷の分」が骨抜きとなり、民間レヴェルの経済本位の「華夷同體」に帰結してゆく趨勢であった。最近では岩井茂樹氏がいつそう精緻な分析を通じて、「朝貢制度に寄り添いながら」「曲折した歩みのなかで成長してきた互市の体制」、「やがてそれを乗り越えることになる互市体制の成長」とまとめられている。本稿の関心はこの趨勢を、構造的にどうみるか、そしてその構造からみても「互市体制」「互市システム」と呼んでよいか、というところにある。

（一）「互市」と「牙行」

市舶司を窓口にした「朝貢一元体制」、とりわけその規制的な側面は、現実の運用においては早くから、弛緩・破綻していた。……本朝の立法、其の貢を許して其の市を爲すを禁ず。夫れ貢は必ず貨を持ちて、市と兼ね行へば、蓋し之を絶つ所以に非ず。律に通番の禁・下海の禁を歎せるは、止だ自ら吾が民を治むるに、其の速くに出で、以て覺端を生ずるを恐るるを以てするのみなればなり。……太宗より後、復た宥むること

故の如し。其の私かに相ひ商販するが若きは、又た自來絶へず、守臣敢へて問はず、成哨阻む能はず。蓋し浩蕩の區、勢ひ力抑し難きに因ればなり。一向公法を蒙蔽し、相ひ延くと百數十年、然れども人情、暗記の便に安んじ、内外傳襲し、以て生理の常と爲す。嘉靖六、七年の後、守は公を奉じて嚴禁し、商道通ぜず、商人其の生理を失ふ。是に於て轉じて寇と爲る。……夫れ商の事は、順にして擧げ易く、寇の事は、逆にして爲し難きものなり。惟だ其の順易の路容れざれば、故に逆難の圖乃ち作る。之を公私の輿論に訪ぬるに、轉移の智は、實に全活の仁を戴す。……^⑤

嘉靖三十年代に唐樞が描いたこのような情況は、もちろん「私かに相ひ商販する」ことの公認を正当化するという、かれの主張がまずあって、それになうレトリックと論法を蔵した文章となっているので、そのまま事実だと解するわけにはいかない。しかし早くから規制が骨抜きにならざるをえない実情と、それでも祖法としての規制は厳存しており、その不用意な発動が無用の紛糾、擾乱を招きかねない構造を指摘した、とはいつてよいだろう。こうした実情と祖法のはざままで、現場の当局・当事者がさまざまに解決策を試みていたのが当時の実態であった。

その典型が鄭若曾の議論である。これは当時の規制と実態をも

つともよく洞察した文章として、筆者がつとに着眼したものが、最近、岩井氏の精密にして周到な分析があり、筆者の理解がゆきとどかなかつた点も、あわせて修正いただいた。^⑥ その所説を拝借し、私見も交えつつ、その議論を読み解いてみると、以下のようになる。

まず、朝貢儀礼の手續を踐めば、附帯貨物の「牙行」を通した「互市」がありうる、という「仮構」を設け、ついで当時、広東で行われていた「商船」の交易形態を「互市」と定義し、これを語源的に密接な関係のある「市舶」とからめつつ、市舶司の枠内に入れて、その合法化をめざす意図をこめたものであった。さらには、末尾にいうように、「某老」つまり王直を媒介に立て、「廣東市舶司の西洋人を處する」方法にならつて、不法を合法に読み換えることで、なんとか倭寇をも体制内に包摂しようとした構想である。いわば互市の多義性を逆用して、当時さまざまに行われていた形態の貿易をすべて、「互市」を通じて合法の枠に押し込めようとしたのである。

それなら注目すべきは、広東の状況である。嘉靖三十三年（一五四）^⑦、ポルトガル船が広東に来航したさい、

このとき周鸞というものがおり、客綱と称して、番夷とともに他国の名をかたり、海道にいつわつて報告し、規定どおり

納税したので、海道副使の汪柏も貿易をゆるした。しかも周鸞はつねに小舟で番夷を誘いいれ、ともに番貨を積みこんで、廣州付近で取引させているばかりか、廣州に入つて貿易を行つたことさえある。^⑧

とみえる。これは清代の廣州貿易の濫觴ともいふべきものだろう。もう一例をあげると、

広東省の香山は、海船が出入する要地である。一船が来るごとに、必ず大金や海外の珍異な物産をもたらし、数万にもおよぶことさえある。まず香山知県に申告して布政使に報告があがると、市舶提拏が命ぜられて香山県の官員とともに臨検を行う。それぞれ慣例的に決まつた手續があるけれども、秘匿して申告しないものがあつて、それから得る利益ははかりしれない。申告納税するのは全体の二、三割にすぎない。臨検のち三十六行が銀をうけとるのだが、市舶提拏は一律にその一割を徴収する。けだしこれはいながらにして得られる収入であつて、刑罰をふりかざして督促するにおよばない。^⑨

というものもある。上はさしづめ、清代マカオの前身といふべきで、「三十六行」は萬曆年間、市舶提拏のもとにおかれたとおほしい。「客綱」にせよ「三十六行」にせよ、その細かいところまではわからないが、朝貢にかぎらず、外国からの来航船舶の貿易

取引を一手にあつかう仲買であり、当局もそれを黙認しつつ、そこから徴税を行っていたことだけはたしかである。鄭若曾はこうした仲買を「牙行」のカテゴリーに、その取引を附帯貨物の「牙行」による「貿易」のカテゴリーに組み込んで、市船司の枠内にあるべき「互市」と称することで、従来の制度にそむかないようにしたのである。

しかし鄭若曾の構想は、王直の処刑という結末が示すとおり、けつきよく実現しなかった。すなわち現実としては、かれが定義し、合法の枠内に入れようとして設定した「互市」「牙行」という名辭のあらわす実体は、広東でいわば公然たる違法のまま、推移してゆくことになる。換言すれば、制度的に「互市」が「朝貢一元体制」を塗り替えてしまうことはなかったのであり、あくまでもその埒外に存した。その史実はおさえておかねばならない。

(2) 「貢舶」と「商舶」と「寇舶」

ところで鄭若曾の文章には、もうひとつの論点がある。それは当時、現実に行われていた貿易が、三形態あるとしたところであり、客観的にも首肯できる鋭い洞察である。つとに筆者が述べたとおり、かれはそれを船舶のありようにしたがって、「貢舶（市船）」「商舶」「寇舶」と分類する。

第一の「貢舶」は説明するまでもあるまい。第二は主として「西洋諸国」の夷人が広東に来る来航貿易であり、上に見た貿易形態である。第三はいわゆる倭寇で、明代の制度では、後二者が違法であった。第三者はまったくの違法なので、これを公然たる違法の第二者に繰り入れたうえで、「互市」概念を通じて、第二者を合法と読み替えるというのが、鄭若曾の将来構想だった。しかし現実には、三者分断並存のまま継続する。

第二の「商舶」は前節ですでに述べたのでよいだろう。第三の「寇舶」は倭寇は、いわゆる月港開放でひとまず鎮靜化するものである。この月港開放は、私見によれば、一定の範囲にすぎたの出海を内地の人民にみとめたものであり、これまで称せられてきたように、「海禁」を「部分的」に解除した、というものではない。むしろ海澄県で沿岸の通過を認可したとみなすべきで、内地の商業活動の延長といったほうが実情に即している。この出海に対する課税は、「商税の徴収を商船にまでおよぼす」といわれたものであり、内地と同様の商税を、海上の商船にまで拡大したものにほかならないからである。いわゆる礦税の禍で、萬曆二十七年（一五九九）、皇帝の命によって「おおいに天下の関税を徴収する」にあたり、福建に派遣された税監高宗が、この出海交易に課せられる「舶税」の徴収を自らの所轄に帰したのも、そのた

めである。^⑩

それを全体に位置づけるなら、

明初にも提挙市舶なるものがあり、宦官が福建に赴任してきた。……しかし市舶司という機関は、外国の朝貢使、および貿易にやってきた外国商人をつかさどるものであって、いま漳州の徴税と同じものではない。^⑪

との指摘があるように、月港の開放とはすなわち「漳州の徴税（漳税）」であり、それは市舶司のもとにあった、「外国の朝貢使（貢夷）」および「貿易にやってきた外国商人（夷商來市）」とは、およそ性格が異なっている。前者は合法的な「貢舶」、後者は公然たる違法の「商舶」に相当しよう。鄭若曾の構想は、「商舶」の交易形態を「互市」と定義し、「寇舶」⇨倭寇を「互市」化し、あわせて「貢舶」にくりいれようとするにある。それなら「漳州の徴税」つまり月港開放は、やはり「互市」とも異なる位置にあった、ということになる。

注目すべき点は、この「漳州の徴税」においても、「陸餉」というのは、貨物の多寡に応じ、価格を計算して徴収するもので、その税収は舗商から出る。「船ごとに陸餉を納めたのちに、貨物の転売をゆるす^⑫」というように、やはり船舶と内地に介在した「舗商」なる存在があったことである。貨物いっさいは、かれらがう

けつけ、その徴税にあたるという方法であった。これはそもそも、後期倭寇の活動に存在していた、いわゆる「牙行」^⑬を制度化・組織化したものであろう。

それでは、第一の「貢舶」はまったく明代初期のまま、継続していたのかといえば、そうではない。もちろん朝貢・冊封という儀礼手続そのものにもみるべき変化はない。問題はむしろ、「貢舶」の附帯貨物のやりとりが、量的にも質的にも、いわば違法化しつつあった現実である。

崇禎十年（一六三六）の琉球使節は、生糸購入のため、「大小二船」あわせて二万二千両をたずさえて来航した。ところが明朝側は「これをさきに巡撫が下した禁令に照らしあわせると、もちこんだ銀は一万一千両も超過している」として、「規定をこえる多額の資金」による買付を禁じた。^⑭琉球は「貢舶（市舶）貿易のまま貿易量の増加をはかろうとしたが、みとめられなかったわけである。そのため崇禎十一年の琉球国王尚豊の上奏に、

広東の香山嶼に先例がある。シヤムやヴェトナムの朝貢には、互市があつて生糸の購入も許されており、生糸の価格一両ごとに、三分の税を納めている。……いったい福建と広東はいずれも、鄰邦からわずかな距離しかなく、琉球とシヤム・ヴェトナムは、いずれも同じ朝貢国である。広東ですでに恩

恵を施されているのに、福建ばかりが禁じられている。……
広東の事例にしたがってとりはからうよう許可されたく、進
貢の年にはかならず、互市を行い生糸を購入し、その額に照
らして納税させていただきたい。……^⑤

とあるように、琉球は朝貢に随伴させて、「互市」の適用を求め
てきたのであった。このいわゆる「広東の香山嶼」の「互市」の
意味内容と用法は、ほぼ鄭若曾のそれと重なり合い、朝貢のカテ
ゴリーには存在しなかったものだ、ということになる。

これに対し、礼部は崇禎十三年、「禁令が明らかにあるからに
は、この程度のわずかな納税を借しんで、口実とするわけにはい
かぬ」、「シヤムやヴェトナムに対しては、かねてより一律に禁令
を發布してきているのだから、福建と広東に差別はない」と答申
しており、この要求をゆるそうとはしなかった。「互市」はあく
まで違法だからである。

琉球がこのような「互市」による生糸貿易の公認をもとめたの
は、生糸をあつかう非公認の仲買、「牙行」の動きがかかわって
のことであった。琉球側は「国王がもたせた生糸買付資金の銀を
詐取し」た、とうったえたし、明朝当局も「奸牙が利益をむさば
ろうと、外国の使節をだましけしかけ、生糸商人をひきこんで、
生糸を外国と貿易するようになった^⑥」といい、その存在を把握し

ていたのである。

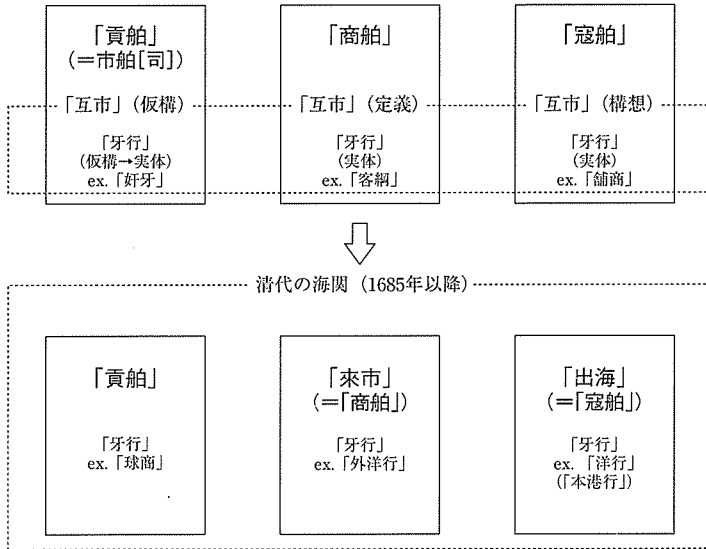
以上から看取できるのは、鄭若曾のいう貿易の三形態分立は、
決して制度的には克服されなかった、換言すれば「互市」は、明
代の「朝貢一元体制」そのものを止揚できなかったこと、にもか
かわらず、それと同時に、事実上は三形態の貿易が行われ、そこ
には共通して、船舶と内地のあいだに合法・違法の仲買、すなわ
ち「牙行」が介在していた、という構造を有したことになる。こ
れを図式化すると、次頁の附図上半分のようになる。実線が分か
たれた貿易形態、破線が共通する構造を示したものである。この
制度上・事実上の状態は、明清交代のちにもひきつがれてゆく。

(3) 海関設置の意味

それ以降の経過は、すでに筆者が述べたとおりなので、おおよ
ね省略したがう。ここでは、以下の点を指摘すれば十分である。
まず第一に、上の三類型は、康熙二十三年（一六八四）のいわゆ
る海禁解除の当時に、形を変えて継続していたこと、第二に、
その海禁解除とは、内地人の「出海」をみとめたものであって、
そのさいに設置された海関も、もっぱらそれを対象とする、内地
関の沿海への拡大であったことである。

つまり海関とは明代からの制度的な系譜としては、「寇船」—

明代の海上交易：鄭若曾の認識と構想



月港開放をうけつぐものであったわけで、「商舶」―「互市」のカテゴリーから生まれたものではない。そちらのほうはたとえば、広東ではマカオの陸路貿易と市舶司という別の貿易形態と制度が厳存していたからである。「貢舶」のカテゴリーがまた別個に並存していたのもいうまでもない。^③

ところがこの分立状態は、ながくつづかなかつた。翌康熙二十四年、福建総督王國安の上奏で事態が一変したからである。その趣旨は「外国の進貢船は、徴税を行つたうえで貿易させるべき」だというにあり、また別の密題では、いつそう具体的に「進貢船が帰国するにあたって、もちかえる貨物は、内地で購入したものであるから、規定どおり徴税すべきである」とも述べている^④。これに対し康熙帝は、「外国の進貢船は、附帯してきた貨物に対して、一律に徴税したなら、柔遠の意にあわない」といささか躊躇し、朝貢を管掌する礼部と海関を所轄する戸部が、

外国の進貢は、定数の船三隻以内なら、船上の貨物は、徴税をしないこととする。そのほかの来航貿易船にも、その貿易はゆるすが、商人からは戸部から派遣された海関をあずかる官員が、規定どおり徴税する。

と上申して裁可が下つた。こうしてさだめられた規定は、戸部から「各海関監督に通達されて」、かれらが実施にあたることにな

った。^②

ここにいたって、「出海」交易つまり明代の「寇船」のみを対象に設立された海関の管轄範囲は、王國安が指摘した「貢船」のカテゴリはもとより、「そのほかの来航貿易船（其餘私來貿易者）」、つまり明代の「商船」にもひろがった。市舶司という機関およびその機能も、そして元来その域外に生まれた「互市」をも、最終的に接収したわけである。

このような海関による三形態の統合には、それを可能とする条件、構造があった。三形態に共通した「牙行」の介在と役割である。王國安の提案は、ひらたくいえば、朝貢船もふつうの交易とかわらないのだから、徴税してしまえ、というにある。かれ自身いかなる意図と背景をもっていたのか、提案の背後にいかなる動機と力学がはたらいていたのか、それはわからない。しかし注目したいのは、そうした提案が現地地方官僚から出てきた意味である。形式はどうであれ、いずれの船舶もかわらない貿易取引をしているのだという認識であり、これは現場で事態の本質、共通の構造をみとおさなくては出てこない。清朝独自の制度、つまり朝貢・出海・来航すべてに対する海関―牙行の所轄が、王國安の提案をいわば触媒として、一定のかたちにかたまったのも、やはり偶然ではない。

それに応えた北京の礼部・戸部、そして康熙帝の決断も重要である。朝貢の附帯貨物を免税にするという措置は、交易・徴税を前提に考えなくては出てこないから、朝貢にかかわる取引をほかの交易形態とひとしなみにみようとする方向は、王國安と共通していた。それは海上貿易において、明朝とは異なる体制を樹立、明示したことにほかならず、天子のレヴュエルで「朝貢一元体制」の克服を実現したといつてよい。

これを図示すると、前頁に示した附図の下半分のとおり。貿易の三形態（実線）は存続しながらも、それらに共通した構造（破線）が制度化されて、全体を覆う海関となった、というわけである。

ただし康熙帝がみせた躊躇もまた、みのがしてはならない。朝貢はあくまでも朝貢であり、ほかと区別しなくてはならなかった。それは清朝の、明朝を継ぐ中華皇帝としての立場・観点がなせるわざである。この観点・観念が長期的にどうなつてゆくのか、はつきりつめなくてはならないだろう。

以上の明末から清初にいたる経過を、十九世紀にはいつてから、清代の目線で述べた議論がある。

明の王圻、互市の法は貢船と商船とを以て當に分ちて二事と爲すべしと論じ、「貢船は王法の許す所と爲し、市舶に司ど

らる、貿易の公なり。商船は王法の許さざる所と爲し、市舶に司どられず、貿易の私なり」と言ふ。蓋し明制、市は貢に因る。入貢せる者に非ずんば、互市するを得ず。故に區別の法有り。我が朝は廓然大公、貢に因りて來たれる者、税應に免すべくんば則ち之を免じ、専ら市を以て來たれる者、貨應に徴すべくんば則ち之を徴す。此れ海外諸蕃の畏懼する所以なり。今入貢せる各國は、「貢舶」門に入れ、來市せる各國は、「市舶」門に入る。^②

「王圻」とはその『續文獻通考』から孫引きしたためにそうなたただけで、まさに「鄭若會」と作るべきなのは、いうまでもあるまい。鄭若會を引用しながら、そのいわゆる「互市」とは、鄭若會流の晦渋で多義的、つまり戦略的な「互市」ではもはやなくなっている。ほとんど次元を異にする、といつて過言ではあるまい。明朝流の「朝貢一元体制」を克服した清朝は、觀念上もはや「貢舶」と「市舶」を一体化させなくともよく、機能上は海関が「貨」に対し「税」を「徴」するか「免」ずるかで、あらゆる形態の貿易に対処できたからである。それなら、その清代の「互市」とは果たして、いかなる含意があり、どのような位置づけができるのか。これだけでは掴みづらい。章をあらためて考察しよう。

① 前掲拙著第一章。

② 安易に使われる傾向にある「海禁」概念の精緻なみなおしについては、檀上寛「明代海禁概念の成立とその背景——遼禁下海から下海通番へ——」、『東洋史研究』第六三卷第三号、二〇〇四年を参照。

③ 前掲拙著、五二―五三頁。

④ 岩井前掲「十六世紀中国における交易秩序の模索」一三一、一三三頁。

⑤ 唐樞「復胡梅林論處王直」、『皇明經世文編』卷二七〇、所収。

⑥ 『籌海圖編』卷二一、「經略二」開互市の条。前掲拙著第一章、岩井前掲論文。

⑦ この点、前掲拙著第一章の叙述は、精確さを欠いていた。訂正して岩井前掲論文の所論に従う。

⑧ 「日本一鑑」窮河話海卷六、「海市」頁四。前掲拙著、六八―六九頁、岩井前掲論文、一二五頁。なお「周驚」については、中島敬「日本一鑑」研究史」、『東洋大学文学部紀要』第五〇号（史学科篇三二）、一九九七年、一一四―一二五頁、岩井前掲論文、一二五―一二六頁も参照。

⑨ 「涇林續記」頁四七―四八、前掲拙著、七二頁。

⑩ 前掲拙著、四七―四八頁。この論点について、「海禁」概念の観点からみたものとして、檀上前掲論文、二六―二七頁を参照。

⑪ 「東西洋考」卷七、「餉稅考」。前掲拙著、四八頁。

⑫ 「東西洋考」卷八、「稅璫考」。前掲拙著、四八頁。

⑬ 「東西洋考」卷七、「餉稅考」。前掲拙著、七〇頁。

⑭ 「鄭端簡公奏議」卷二、「乞收武勇亟議招撫以消賊疏」頁七。前掲拙著、六九―七〇頁。

⑮ 「歷代寶案」校訂本、第一冊、沖縄県立図書館編、和田久徳校訂、沖縄県教育委員会、一九九二年、二八一―二八二、二八四頁。前掲拙

- 著、五〇頁。
- ⑮ 『歴代寶案』校訂本、第一冊、四四一―四四二頁。前掲拙著、五〇―五一頁。
- ⑯ 『歴代寶案』校訂本、第一冊、一五一―一五二頁。前掲拙著、五一―五二頁。
- ⑰ 『歴代寶案』校訂本、第一冊、六七一、六五七頁。前掲拙著、六八―六九頁。
- ⑱ 『歴代寶案』校訂本、第一冊、二七九―二八一頁。前掲拙著、六八―六九頁。
- ⑲ 『歴代寶案』校訂本、第一冊、二七九―二八一頁。前掲拙著、六八―六九頁。
- ⑳ 同上、五九―六三頁。
- ㉑ 『康熙起居注』中國第一歴史檔案館整理、金三冊、中華書局、一九八四年、第二冊、康熙二十四年四月十九日の条、一三二九―一三三〇頁、『歴代寶案』校訂本、第一冊、一九八頁。前掲拙著、六三頁。
- ㉒ 『歴代寶案』校訂本、第一冊、三六八頁。『廣東通志』卷一八〇、「經政畧」二十三 市舶 康熙二十四年の条。前掲拙著、六三頁。
- ㉓ 『粵海關志』「凡例」頁三―四。
- ㉔ 引用文にいう「税」と「貨」の対応は、「牙行（＝外洋行）」の「取引」徴税」の役割で理解できる。前掲拙著、とくに一五一―一五三頁を参照。

三 「互市」と「朝貢体制」

以上のようにみてくると、清代の海上貿易を明末のそれと一括して「互市」というタームでくくることに、筆者が違和感を覚えるのも、納得していただだけよう。清代の体制は、明代に「朝貢」

を止揚するため生長し、措定された「互市」を一部に含むものではあつても、それがすべての貿易を全面的に覆いつくした結果、生まれたものではないからである。

それでも清代の制度を「互市」でくくる向きが絶えないのは、『嘉慶會典』がそうした記述を行い、きわめて眼を惹くからである。しかしその体例と語彙は、乾隆時代の産物にほかならない。注意すべきは、その記述をみたかぎり、「旧来の朝貢体制のなかに括入することのできないものを押し出して区別したということから」^⑮、ここまで論じてきた明清交代期の「互市」概念と直接つながるかどうかが、実は誰も検討してきていない、その検討を経ないまま、無媒介に両者を接続させてしまっている、という事実である。

乾隆時代における対外関係と華夷観念の転換は、すでに説かれて久しいところであり、ある部分はもはや周知の常識になっている^⑯。直にいて不十分で、なおこれからの課題であるように思われる。少なくとも乾嘉時代の対外姿勢・対外関係・貿易制度・「互市」概念を、それぞれ独立に、かつまた関連させて、考察することが焦眉の急であろう。

筆者の結論的な見とおしを先にいえば、『嘉慶會典』のいう

「互市」なる概念・カテゴリーがでてきたのは、「皇清の中華」観念の形成にともなう新たな「外夷」措定、そしてその必要から、朝貢しない諸国を位置づけ、グルーピングしなくてはならぬところから生じたもので、やはり乾隆時代をはさんだ一定の転換と断絶を想定したほうがよいと考えている。その意味では、この「互市」はまぎれもなく、当時の「中華」「外夷」の世界観と秩序体系のなかに位置するものであり、そこでの貿易取引の実態とはやはり別途に考えなくてはならない。^④

(1) モースの学統

というのも、近代そして現代の「朝貢」認識・概念が生まれてきたのも、じつはそこに由来するからなのである。その認識がわれわれの研究の出発点になっており、それを検討する作業も、避けて通るわけにはいくまい。

「朝貢」「貿易」システム」論が克服しようとした「朝貢体制」論は、いうまでもなくアメリカの中国研究、もつとはつきりいえば、フェアバンクの研究に由来するものだが、その源流はモース(Hosaa B. Morse)とかれが奉職した洋関にある。筆者はつとに、このことを明確に指摘したはずだが、大方の注意を引くにはいたっていない。

モースの著述には、本稿の趣旨に関連して、三つの特徴を指摘することができる。ひとつは「ギルド」の注視、^⑤第二に洋関の位置づけ、^⑥第三に西洋近代との対比である。第三が総論とすれば、その各論として第一・第二があるといつてよい。^⑦

モースは一八八〇年代から二十世紀初頭にかけて、洋関に奉職した経験もあって、貿易を合法か違法か、条約にもとづくか否かで弁別する傾向が濃厚である。そして必ずしも条約、あるいは西洋的な基準にあわない、当時の中国経済の実態・構造にも着眼した。その典型的な対象が「ギルド」である。「ギルド」や「独占」の存在は、西洋では当然、「中世」的、前近代的なものであり、それを歴史的にさかのぼらせて、条約以前の中国貿易のありようを、「ギルド」で「中世」的に描き出した。その所産がいわゆる「広東システム」である。ごく簡単にいえば、広東一港に貿易を制限し、そこで特許商人ギルドの「公行」に取引を独占させた、との学説であり、その中核に位置するのが、「ギルド」^⑧「公行」^⑨「独占」という図式的理解にほかならない。近代と前近代の対比を、条約と無条約、合法と違法、洋関^⑩「自由貿易」と「ギルド」^⑪「公行」^⑫「独占」との対で表現するシエーマである。モース自身は主観的には、そうした対比的視角を戒めてはいたけれども、かれの叙述における意識と体系が、客観的に見て、

そうなってしまうことは否めない。

世紀交から民国時代にかけて、いつそう「自由貿易」とそれを
守る条約・海関（＝洋関）という観念が、イギリス・アメリカに
強まってくる。「Treaty System」なるチームも、すでに民国時期
から、当局者のあいだでふつうに使われるようになっていた。そ
うした風気のなかで若き日を過（こ）し、その影響を受けたのが、
モースの弟子フエアバンクである。かれはまず洋関創設、ついで
朝貢制度の研究に意を注いで、モースが定式化を戒めつつも素描
していた漠然たるシエーマを、ついにパラダイム化した。それが
「条約体制」^④であり、「朝貢体制」^⑤である。したがってそれは、
中国近代史それ自体の一所産だといえるかもしれない。

端的に言い換えれば、十九世紀を通じて、西洋（イギリス）の
めざした中国に対する「自由貿易」の理想がまず存在し、それが
貫徹しない現実と直面することによって、観念的なイデオロ
ギー・守るべき体制としての「自由貿易」とそれが克服すべき対
比的な「体制」とが措定された。モースからフエアバンク、「公
行」から「朝貢体制」、洋関から「条約体制」へ、という研究の
展開には、こうした動因が作用している。そうだとすれば、その
中核にあるのは、「ギルド」＝「公行」＝「独占」が清代の対外
体制であり、それを条約・洋関・自由貿易が克服する、という

テーゼである。「朝貢体制」を問いなおそうとするならば、その
発想の源に位置する「広東システム」、そしてその中核にある
「ギルド」＝「公行」＝「独占」というシエーマが、歴史的に
いかにどの信憑性をもちうるかを問わねばならない。^⑥

（2）「公行」と「互市」

筆者が旧来の研究における「公行」の概念規定に疑義を呈し、
洋関の制度的な位置づけをつぶさに再検討したのは、以上のよう
な動機からであった。瑣末な史実の微細な穿鑿につきるものでな
い。それをかいつまんで説明すると、以下のとおりである。

実際には、「公行」という、特許組合的な一体化組織はごく一
時的にしか存在せず、個別企業の「外洋行」が、それぞれ外国商
人との取引にあたっていた。Co-firmなる術語は、「外洋行」
を集合的に称したものであり、「公行」の訳語ではない。この
「外洋行」は少数に限られたけれども、それは「独占」が目的だ
ったのではなく、「外洋行」の取引が徴税の機能を兼ね有してい
たからである。そして条約以後、「外洋行」が消滅したのは、そ
の廃止を定めた条約規定それ自体に効力があつたのではなく、貿
易取引の形態変化によって、それと一体化していた徴税方法も、
変わらざるをえなかつたためである。あらためてまとめれば、条

約以前の事態は、「公行 (Cong Hong)」ではなく「外洋行 (Co-hong)」の介在、その機能は「独占機構」ではなく「徵稅機構」、
条約以降に起こった経過は、「公行」の「独占」の廃止ではなく
「外洋行」の「徵稅」の機能分化であった。そうした「徵稅機
構」は洋関・常関・釐金として、制度上の形はかえながらも原理
は存続していたから、「朝貢体制」の時代と「条約体制」の時期
は、むしろ連続であつて、決して断絶、もしくは段階的に異なる
ものと位置づけることはできない。^⑩

十年も前に論じた以上の趣旨を、あえて今くりかえさなくては
ならないのは、モースが「広東システム」「公行」(＝「ギルド」
＝「独占」)と位置づけた対象が、近年の研究の「互市」という
命題と事象に該当するからである。当時の清朝側の認識にも、

『元典章』に舶商・舶牙有り。今の夷商は即ち古の舶商なり。
今の行商は即ち古の舶牙なり。二者相ひ須つて以て互市を成
す。^⑪

と見えるところから、それは明らかだろうし、またその点につい
て、従前そして現在の研究も、あまりに無頓着なのである。いま
なお「公行 (Co-hong)」なる概念が、教科書はおろか、概説
書・研究書・研究論文でも公然と、所与の概念として用いられて
いることは、その明証にはかならない。^⑫ 筆者がそれにいらだちを

覚えるのは、新しい論点・学説・パラダイムを標榜しながら、十
九世紀の遺物たる、もつとも素朴で古典的な近代主義のモース・
フェアバンクの枠組、いな呪縛から旧態依然、脱却していない、
しかもそのことにほとんど無自覚である、という現状を歎くから
である。

筆者はすでに「ギルド」＝「公行」＝「独占」の図式を実証的
に否定し、「広東システム」に代わる新たな史実の体系を提示し
た。それと密接不可分につながる制度として、海関の構造と位置
づけをも明確にした。いわゆる条約以前と条約以後の連続性いか
んの問題にも一定のみかたを提起した。貿易制度・経済構造上の
問題としては、「朝貢体制」「条約体制」を批判しえた、と信じて
いるし、「朝貢貿易システム」「朝貢システム」が本来「提示」し
ようとした、しかるべき「方向」をささやかながら推し進めてき
た心算である。

しかしそれだけで、「朝貢体制」「条約体制」論のすべてを止揚
できた、とは思っていない。そこには国交レヴェルの世界観・秩
序認識、それにもとづく外交交渉という論点・問題もあるからで
あつて、筆者は現在、別の文脈からそのあたりに着手しはじめた
ところである。^⑬ 最終的な結論はまだまだ出せそうにもないが、現
時点での見通しでは、「朝貢システム」にせよ「互市体制」「互市

システム」にせよ、その次元をふくめた、「朝貢体制」「条約体制」論のアンチテーゼにはなりえないように思われる。そこには国交レヴェルと通商レヴェル、いずれをも包括する世界観、認識概念、交渉様式の問題が横たわっているからである。

(3) 「互市」から「朝貢」へ

その観点からする「朝貢体制」「条約体制」論のもっとも簡明な解説として、以下の文章を引こう。

ここではつきり念頭に留めておくべきことは、右に例示したような種々の形の制限を伴った貿易制度たるいわゆるカントン・システムは、他のすべての国々は貢物をたずさえて定期的または不定期に中国に朝貢して回賜をうける、もしくは朝貢しているものと擬制される朝貢関係の一環として、その構成部分をなすものであったということである。外国商人はこのような制度的な枠組の中で貿易することを、一方的、恩恵的に許されるのであるというのが中国側の建前であった。言いかえると、対等な国家間の国際関係を前提とする通商条約の規定にもとづいて、国家間の契約として互いに貿易を規制しようという発想ないし仕組は、当時の中国政府にはなじまないものであった。

もちろんこうしたらえ方を西洋側の、とりわけ十九世紀に起こった変容、端的にいえば、近代主義の所産だとみなすことは可能であろう。しかしいわゆる朝貢の「擬制」、「恩恵」としての貿易（「互市」）観念は、清朝の側からも容易にみいだすことができる。

……向來西洋各國および爾が國の夷商の天朝に赴きて貿易するは、悉く摺門に於て互市す、歴久相ひ沿ひ、已に一日に非ず。天朝は物産豊盈、有らざるどころ無く、もと外夷の貨物に藉りて、以て有無を通ぜず。ただ天朝所産の茶葉・磁器・絲帛、西洋各國及び爾の國必需の物たるに因り、是を以て加恩體恤し、摺門に在りて洋行を開設し、日用資有るを得、並びに餘潤に落さしむ。いま爾が國の使臣、定例の外に於て、多く陳乞するは、大いに天朝の遠人に加惠し四夷を撫育するの道を仰體するに乖けり。且つ天朝の萬國を統馭する、一視同仁、たとへ廣東に在りて貿易する者も、亦た僅に爾映咭喇國ならず、若し俱に紛紛として尤に效ひ、難行の事を以て、妄りに干瀆を行はば、豈に能く請ふ所に曲徇せんや。……
という、あまりにも有名なマカートニー（George Macartney, First Earl of Macartney）へ下された乾隆帝の上諭に典型的だし、また『嘉慶會典』の記述体系にも、うかがわれるところであろう。

そしてそこにいわゆる「互市」の意味内容は、前註^⑬に引いた『粵海關志』の用例とまったく同じなのである。こうした観念はやはり、朝貢もほかの貿易とひとしなみにみた王國安の提案や康熙帝の決断とは、まったく逆のベクトルをもつ。換言すれば「互市」の朝貢関係への従属化とみざるをえない。

それを実体のともなわない観念上の、漢文的な修辭だと限定的に解することも、あながち不可能ではない。しかしその修辭は、同時代的には、イギリス・海上貿易にとどまらず、ロシア・陸上貿易の「恰克圖互市」(оркпутное торгo в Кяхте)でも同じであつて、そこには「たてまえ」と「ほんね」の違いなどはさらにな^⑭かつた。また時代が下るに及んでは、レトリックにとどまらず、その観念が既成化・固定化して、「互市」「貿易」「通商」は「外夷操縦」のツール、すなわち「夷務」と位置づけられて、兩次のアヘン戦争を迎えるにいたる^⑮。

このような、いわゆる「互市」を「擬制」として「朝貢関係の一環」に組み込む、いいかえれば、「互市」を朝貢関係に従属化させる主観認識と論理の形成、とりわけ乾隆期以降のそれに対しては、研究が進んでいないのが実情であろう。康熙以前と乾隆以後とのあいだに、こうした観念・志向の逆転がいつ、どのように起こったのか。両者をひとしく、「互市」で表現しようとするな

らば、少なくともそうした論点に納得できる解答を与える必要がある。

「互市」というタームを抽象化して、「牙行」を介した貿易・徵税の形態を一律にそう称する、と定義するのであれば、それは鄭若曾の時期に胚胎し、事実上行われたのみならず、海關設置直後に制度上でも公認されて、「朝貢一元体制」を止揚したことにまちがいない。このときようやく、朝貢が「互市」の特殊な形態にすぎなくなつたわけで、その意味においては、たしかに「朝貢」の「互市」化、「朝貢体制」「朝貢システム」なる概念を「互市体制」「互市システム」に置き換えてもよさそうである。

しかし「互市」は、あくまで史料用語である。当該時期の史料において、そうした抽象的・概括的な用例は、少なくとも管見のかぎり見あたらず、必ずしも上のような措定を支持するわけではない。「互市」の意味が史料の文脈でも、そのように固まつてくるのは、むしろ乾隆期以後である。ところがここでは、「互市」は朝貢関係に従属化せしめられつつあつて、「朝貢」の「互市」化とはまったく逆の趨勢になつているのである。これでは、「互市体制」「互市システム」という概念で包括することはできない。真の意味で「朝貢体制」「条約体制」を止揚するには、こうした用例・趨勢と抽象化・概念化の齟齬を解決せねばならない。

「互市体制」「互市システム」なる現行のパラダイムとそれが描こうとする歴史像には、そのあたりの展望はいまのところ、残念ながらもめてこない。「互市システム」が「朝貢体制」に取って代わるには、その対象となる清代の対外体制とその推移に、探求すべき問題がまだまだ多くあるように思われる。

- ① J. K. Fairbank and Ssu-yü Teng, "On the Ch'ing Tributary System," *Harvard Journal of Asiatic Studies*, Vol. 6, No. 2, 1941, p. 204, 坂野正高『近代中国政治外交史——ウラスロク・タ・ガマから五四運動まで——』東京大学出版会、一九七三年、八七—八八頁。
- ② 岩井茂樹「帝國と互市：一六—一八世紀東アジアの通交」、籠谷直人・脇村孝平共編『帝國のなかのアジア・ネットワーク——長期の十九世紀アジア——』世界思想社、近刊予定、所収。そのいわゆる「旧来の朝貢体制」の指す意味も、厳密に言えば、やや曖昧である。
- ③ 安部健夫「清朝と華夷思想」、同『清代史の研究』創文社、一九七一年、所収、とくに五三頁。ロシア方面では、吉田金一「シベリア・ルート」、榎一雄編『西歐文明と東アジア』東西文明の交流、平凡社、一九七一年、所収、三三三—三三六頁、同『近代露清関係史』近藤出版社、一九七四年、一五五、一七八—一八三頁を参照。
- ④ 貿易取引の実態、ならびに制度の推移は、粵海関を中心に筆者がととに考察し、それが多分に「中華」「外夷」の世界観に応じている概況は指摘したところである（前掲拙著、一四、一三六—一四三、五〇八頁）。もっともそれが、岩井氏の指摘する同時期の外交的な「辺縁化」（岩井茂樹『清代の互市と、沈黙外交』、夫馬編前掲書、所収）、あるいは十九世紀の末まで継続する「夷夏の防」という観念（拙稿「洋務」・外交・李鴻章『現代中国研究』第二〇号、二〇〇七年）

といかほどの関連を有していたか、についてはなお綿密な考察が必要であらう。

- ⑤ 前掲拙著、七九—八一頁。
- ⑥ H. B. Morse, *The Gilds of China, with an Account of the Guild Merchant or Co-hong of Canton*, London, etc., 1909.
- ⑦ Do., *The International Relations of the Chinese Empire*, Vols. 2, 3, Shanghai, etc., 1918.
- ⑧ Do., *The Trade and Administration of the Chinese Empire*, 1st ed., Shanghai, etc., 1908.
- ⑨ Do., *The International Relations of the Chinese Empire*, Vol. 1, Shanghai, etc., 1910.
- ⑩ *Ibid.* これについては、とくに坂野正高氏の指摘がある。座談会「中国研究の回顧と展望」、坂野正高・田中正俊・衛藤藩吉編『近代中国研究入門』東京大学出版会、一九七四年、所収、四〇八頁。
- ⑪ 濱下武志『中国近代経済史研究——清末海関財政と開港場市場圏——』東京大学東洋文化研究所報告、汲古書院、一九八九年、一八〇—一八三頁。J. K. Fairbank, "Morse as Historian," in do., et al., *H. B. Morse, Customs Commissioner and Historian of China*, Lexington, 1995, pp. 215-229.
- ⑫ 前掲拙著、七九—八一頁。もっともこれは、モース独創のシエーマとどうよりも、とくに常識化していた、洋関・総稅務司ハートの存在理由を正当化する既成概念であつた（E.g. Robert Hart, "Memorandum concerning the Application of Moneys collected as Tonnage Dues from Foreign Shipping by the Chinese Government," Mar. 21, 1871, cited in Morse, *International Relations*, Vol. 2, p. 424）モースは忠実に、それに従っただけなのかもしれない。
- ⑬ Morse, *Trade and Administration*, pp. 80-81, do., *International Re-*

lations, Vol. 1, pp. 4, 26.

- ⑭ J. K. Fairbank, "Syrarchy under the Treaties," *do*, ed., *Chinese Thought and Institutions*, Chicago, 1957. Do, *Trade and Diplomacy on the China Coast, the Opening of the Treaty Ports, 1842-1854*, Stanford, 1969.

⑮ Fairbank and Teng, *op. cit.* J. K. Fairbank, ed., *The Chinese World Order*, Cambridge, Mass., 1968.

- ⑯ 前掲拙著、八一頁。この点「自由貿易と管理貿易は、けっして対立するのではなく、表裏一体をなしていた。清朝が牢固たる「朝貢システム」の殻に閉じこもりうとしたことが、「自由貿易」を旗頭とする西洋諸国との対立を招いたのだとする歴史観は、歪んでいないだろうか。〔岩井前掲「帝國と互市」〕との叙述は、清朝の立場にのみ立脚するならば、間然するところはない。けれども、西洋の「自由貿易」およびその推移に対する分析、ならびに、その立場から、いわゆる「もう一つの自由貿易としての互市の制度」およびその推移がどう見えたか、という中国近代史上の問題を捨象しているために、いわゆる「歴史観」の「歪み」は、やや一方的な誇張のきらいがある。

⑰ 前掲拙著前篇。さらにいえば、そうした原理の制度的な継続を不可能ならしめたゆえんは、通商交易とは別のところに存する。

⑱ 「粵海關志」凡例」頁四。

- ⑲ 最近ではたとえば、上田前掲書「三六〇—三六五、四八四頁、Paul A. Van Dyke, *The Canton Trade: Life and Enterprise on the China Coast, 1700-1845*, Hong Kong, 2005, pp. 20, 100, *at passim*, 村尾進「乾隆己卯——都市広州と澳門がくる辺疆——」『東洋史研究』第六五巻第四号、二〇〇七年が典型的である。中国語圏のおびただしい研究も、その点はほぼ例外なく、旧態依然である。

⑳ 拙著「属国と自主のあいだ——近代清韓関係と東アジアの命運

——」名古屋大学出版会、二〇〇四年。

- ㉑ 坂野正高「解説」『マカートニー・坂野正高訳注「中国訪問使節日記」平凡社東洋文庫』一九七五年、所収「三〇六頁。傍点は原文、傍線は引用者。

㉒ 『高宗純皇帝實録』巻一四三五、乾隆五十八年八月己卯の条、頁一五、郭廷以編『近代中國史』全三冊、商務印書館、一九四一年、第一冊、二四六頁。この上論は「漢文で起草され、それを滿州文とラテン文に繙訳し、漢・滿・ラテンの三種のテキストがマカートニーに伝達された。ラテン訳を担当した二人のフランス人イエズス会士は、原文にある中華思想的表現を和らげて訳している」（坂野前掲論文、三二八頁）。その英訳テキストは、H. B. Morse, *The Chronicles of the East India Company Trading to China, 1635-1834*, Vol. 2, Oxford, 1926, p. 250 に収める。「貿易」「互市」にあたる訳語は、"trade"である。

㉓ さらにいっそう典型的なものとしては、現行の「粵海關志」凡例の草稿になったとおぼしい、盛康「皇朝經世文續編」巻五五、凡例「戸政二十七 榷酷」方東樹「粵海關志序例」がある。現行の「粵海關志」は、これよりも朝貢関係を強調しない筆致になっているもの、なぜそうなったのか、くわしい事情はわからない。とまれ、いわゆる広東知識人の広東貿易・対外関係に対する考え方が、方東樹が示した認識、つまり乾隆帝の上論にはほぼひとしくなっていたことはまづがない。村尾前掲論文、六三—六四頁を参照。方東樹「粵海關志序例」の来歴「粵海關志」との関係については、村尾進氏より懇切な示教を受けた。記して謝意を表した。

㉔ *Сборник договоров России с Китаем, 1689-1881* 22, Министрство иностранных дел, СПб., 1889, стр. 93, 「嘉慶會典事例」巻七四六、「理藩院 邊務」頁七—八。郭廷以編前掲書、第一冊、七七頁。野見山温「露清外交の研究」酒井書店、一九七七年、一四五—一四六

頁、吉田前掲論文、三三三―三三七頁、同前掲書、一七八―一八三頁、柳澤明「二七六八年の「キヤフタ条約追加条項」をめぐる清とロシアの交渉について」、『東洋史研究』第六二巻第三号、二〇〇三年、五七八頁。なおその清朝側の交易機構が、時期を同じくして粵海関の「公行」と類似していたのは有名な事実である。『朔方備乘』卷三七、「俄羅斯互市始末」恰克圖互市、乾隆二十四年の条、頁二〇―二一。

②⑤ 吉田前掲論文、三三七頁。

②⑥ 坂野正高「アヘン戦争後における最惠国待遇の問題」、同『近代中国外交史研究』岩波書店、一九七〇年、所収、一六一―二〇頁、前掲拙稿、三一―四頁を参照。

②⑦ 最近の村尾前掲論文は、「広東システム」の形成を宣教師管理問題に関連させて跡づけることで、そのひとつの解答を出そうとしたものである。もともと前註⑩で述べたように、「広東システム」の概念把握は旧態依然であり、いわば開放的な康熙、排外的な雍正・乾隆という理解も、「朝貢体制」を奉じる Mark Mancall, *China at the Center: 300 Years of Foreign Policy*, New York, 1984, esp. pp. 62-64 とかわらない。しかも貿易およびそれに対する制度構造をまったく捨象しているため、説得力も弱い。これについては、前掲拙著『近代中国と海関』四九〇―四九一頁も参照。

【附記】 本稿は二〇〇七年五月一八日に開催された、第五二回国際東方学者会議・東京会議シンポジウムⅡ「朝貢」から「互市」へ」に提出した報告ペーパー、「朝貢」と「互市」と海関」に大幅な加筆修正を施したものである。報告の場を与えていただいた関係者の方々、貴重なご意見をお寄せいただいた司会の村上衛氏はじめ、報告者・討論者・参会者各位に深謝もうしあげたい。

（京都府立大学准教授）